2　連合会の運営組織の状況に関する事項

⑴　総会（又は総代会）の開催状況

イ　通常総会（又は通常総代会）　年　月　日開催

（略）		（略）	（略）
出席正会員数（又は出席総代数）	（略）		
	書面		
	電磁的方法		
	計		
（略）			
（略）			

（記載上の注意）

議決権を電磁的方法により行うことができる定款の定めのない連合会にあっては、「電磁的方法」欄を除いて記載すること。

ロ　臨時総会（又は臨時総代会）　年　月　日開催

（略）		（略）	（略）
出席正会員数（又は出席総代数）	（略）		
	書面		
	電磁的方法		
	計		
（略）			
（略）			

（記載上の注意）

議決権を電磁的方法により行うことができる定款の定めのない連合会にあっては、「電磁的方法」欄を除いて記載すること。

⑵～⑻　（略）

第２～第13　（略）

2　連合会の運営組織の状況に関する事項

⑴　総会（又は総代会）の開催状況

イ　通常総会（又は通常総代会）　年　月　日開催

（略）		（略）	（略）
出席正会員数（又は出席総代数）	（略）		
	書面		
	（新設）	（新設）	（新設）
	計		
（略）			
（略）			

ロ　臨時総会（又は臨時総代会）　年　月　日開催

（略）		（略）	（略）
出席正会員数（又は出席総代数）	（略）		
	書面		
	（新設）	（新設）	（新設）
	計		
（略）			
（略）			

⑵～⑻　（略）

第２～第13　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の農業協同組合法施行規則別紙様式第六号㈠、別紙様式第七号㈠、別紙様式第八号㈠、別紙様式第九号㈠及び別紙様式第十号㈠の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る業務報告書について適用し、同日前に終了する事業年度に係る業務報告書については、なお従前の例による。